

7・4 STCW 条約の包括的見直し

包括的見直し作業を実施してきた STCW 条約(1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)は、平成 22(2010)年 6 月にマニラで開催された締約国会議において最終文言が採択され、「STCW 条約 2010 マニラ改正」として平成 24(2012)年 1 月 1 日に発効した。

今般の改正により、新たな資格要件(ヒューマンエラー事故防止対策としてのコミュニケーション能力、電子海図等の各種新技術に対応する能力、保安措置に関する能力等)が追加された他、電気技師資格の創設等が為された。

国土交通省は、STCW 条約 2010 マニラ改正の発効に合わせ、平成 24(2012)年 1 月 1 日付で船員法施行規則等の関係規定を改正した。

当協会は、船員法関連の改正が会員船社に新たな負担を与えぬよう国土交通省と調整を行った結果、運用面で実害のない範囲の改正に止まった。

一方、船舶職員および小型船舶操縦者法の改正については、平成 24(2012)年 4 月に開催される国際海事機関(IMO) 第 43 回訓練当直小委員会(STW43)の審議結果を踏まえ、平成 25(2013)年度中での法改正等を目途に作業が進められる見通しである。